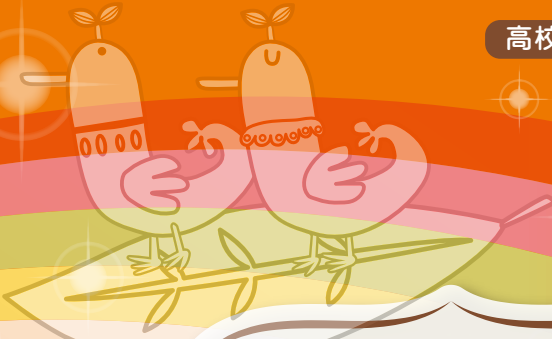


高校生のための福祉教育読本



practicing of well-being

ともに生きる

vol.3

「福祉の実践」編



社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会

はじめに

～鳥取県で学ぶ高校生のあなたへ～

鳥取県社会福祉協議会では、「福祉教育」のための読本・テキストとして「ともに生きる」シリーズを発行してきました。学校現場での活用を目的に小学生版、中学生版、教師版の3冊があります。また、地域社会での活用や福祉教育・福祉学習の普及を目的に地域版、ハンドブック、ヒント集、事例集の4冊があります。高校生版として、2016年に「ともに生きる」シリーズ8冊目「福祉の理念」編を発行し、2017年に「福祉の理解」編を発行しました。この読本は、高校生版の3冊目、「ともに生きる」シリーズ通算10冊目となります。

高校生版「福祉の理念」編では、わたしたちが暮らす鳥取県と「福祉」とのつながりとともに、郷土の偉人や歴史の話を紹介しました。そして、「福祉の理解」編では、さらに鳥取に関わりのある福祉の先人たちの考えを深めました。福祉の「理念」を「理解」し、そして「実践」へとという学びの発展を込めた高校生版の最終章です。

わたしたちが求めている「福祉教育」は、人々のくらしの幸せを実現するために、一人ひとりが「福祉の心」をどのように育てていくかということを大切にしています。「福祉の心」をもって、地域の福祉の問題の解決に向けた実践力を高めていくとともに、「福祉の心」を福祉現場に留めず、日常のあらゆる場面で生かしていくことを期待しています。「福祉の心」による実践は、福祉施設や現場だけに限定せず、日常の生活のなかで「すべての国民」に対して行われている営みとして、その目的を深めていくことを願っています。

高校生であるみなさんのなかには、教師、保育士、介護福祉士、看護師など、教育や福祉、医療・保健の世界で働きたいと思っている人もいるでしょう。この読本はそのような進路を志している・いないに関わりなく、広くこの鳥取県で学ぶ高校生のみなさんに読んでいただきたいと思います。将来どのような職に就かれても、「福祉の心」を持ち続けて活躍されることを期待します。

「福祉の心」で実践するために

「福祉の理念」編と「福祉の理解」編で紹介してきた「福祉」の考え方をふまえて、ここでは実践に向けてどうしたらよいかを考えます。

①福祉に対するイメージを豊かにしよう

「福祉の理念」編で述べたように、本来の「福祉」は「みんなが『幸せになるため』の支援」として考えられています。そのことから、「ふだんの、くらしの、しあわせを」実現する営みとして、地域や社会において誰一人忘れ去られず、みんなが安心・安全に暮らすことができる「ソーシャル・インクルージョン」の理念の実現が求められていることを述べました。

福祉の対象を、高齢者や障がい者に向けられたものと理解してしまうと、その人々だけが福祉を必要としていると思われるかもしれません。しかし、高校生であるあなた自身も福祉の対象者なのです。その理由の一つは、わが国の児童福祉法では、18歳までを「児童」つまり「子ども」として位置づけ、児童福祉の対象者としています。わが国が1994年に批准した国際連合の「子どもの権利条約」においても、18歳までを「子ども」としており、18歳までの高校生は国際的にも「子ども」としての位置づけです。二つ目の理由は、福祉は「すべて」の国民に開かれたものであるという、日本国憲法第25条の「生存権」の規定にも基づくということです。高校生のあなたにとって、福祉は自分自身にも関わる事柄であるということをもまず知ってほしいと思います。

そして、福祉の実践は、決して施設のなかだけで行われているわけではないということです。これまで、高齢者の介護施設、障がい者の支援施設、乳幼児の保育所など、制度に基づいた社会福祉の現場での職場体験やボランティア、実習などを経験した人もいるでしょう。しかし、わたしたちが暮らす地域を見渡すと、家庭のなかでさまざまな福祉サービスを利用しながら生活している方がいます。また、障がいのある家族を高齢者である親が支えている「老障介護」、高齢者の夫婦が支えあっている「老老介護」など、一つの家庭のなかに複数の福祉が必要とされていることも多くなっ

てきました。今や、施設のなかだけでなく、家庭や地域のなかに福祉は多様に存在しているといえます。そのなかで、高齢者・障がい者・子どもの福祉をヨコにつなげていく試みも登場しています。国が提唱した「地域共生型サービス」や、鳥取県の「鳥取ふれあい共生ホーム」の取り組みがその一つです。「鳥取ふれあい共生ホーム」とは、住み慣れた地域で、高齢者・障がい者・子どもなど、地域



鳥取ふれあい共生ホーム認定ステッカー

住民の誰もが集い、多様なサービスや活動でお互いを支えあう場のことで、例えば高齢者の介護と子どもの保育を一つの場で実施し、子どもと高齢者が一緒に活動を行っている事業所などがあります。

また、福祉の可能性は、これまで社会福祉の対象として十分扱われなかった人々を新たに支える形としてみられています。例えば、貧困問題を契機にして、「フードバンク」※1や「こども食堂」※2などの取り組みも広がってきました。「食」の視点から支えるだけでなく、「こども食堂」に学習支援を加えていくなど、一つの取り組みからさまざまな支援へとつながっていく姿も見られています。

このように、現在の福祉の姿から考えると、福祉は「施設」や「保育所」などの限られた現場や、「高齢者」「障がい者」「子ども」と対象となる人を限定的にとらえていた形ではなくなってきています。「福祉」に対して豊かで多様な見方が、今は必要なことだといえるでしょう。

② 「福祉の心」から自分の生き方を考えよう

福祉は、限られた人に対して閉ざされたものではなく、広く開かれたものでなければなりません。そして、地域の事情や世の中の変化に応じて、新たに生み出されていく課題に対応していくことが、福祉の果たす大きな役割でもあります。鳥取県出身の糸賀一雄は、「福祉の理解」編 (p.5) で紹介したように、彼の後に法律がついていくような形で、必要に応じて滋賀県内に施設を造り出してきました。その糸賀が遺した言葉の一つに、「自覚者が責任者」という言葉があります。糸賀は近江学園を造る前、戦

争によって親を失ったり、はぐれてしまった子どもたちを街中で見かけました。子どもたちは一人で生きていくため、食べ物を持ちたり盗んだりして街をさまよい「浮浪児」と呼ばれました。そのような子どもたちをつかまえては、トラックに乗せて収容施設に送り込む「浮浪児狩り」が行われていた様子を見て、糸賀は心を痛めました。当時を振り返り、糸賀は次のように語っています。

浮浪児の問題なんていうのをね／国を挙げて「浮浪児狩り」という言葉を使っていますね／「狩」というのは狩猟の「狩」という字を書くんですよ／これは大変な言葉ですね 考えてみますと／大人の責任ですよ ね これは／着の身 着のまま放り出されたということはね／この子どもたちの一つも責任じゃないんですよ

NHKスペシャル「ラストメッセージ第6集～この子らを世の光に～」2007年より

糸賀が「浮浪児狩り」を目にして抱いた思いは、その後の近江学園を設立することにつながっていったと考えられています。未来ある子どもたちが、大人の責任で犠牲になっている姿から、糸賀は自分が何をすべきなのかを自覚し、ならば自覚した自分自身はその責任を果たそうという思いが、糸賀の福祉に対する姿勢にあったといえるでしょう。それを端的に表した言葉が、「自覚者が責任者」だといえます。糸賀にとっての「福祉の心」は、「自覚」から「責任」の形で、必要に応じてさまざまな施設を造るという形で具体化されたのでしょう。

この読本は「福祉の実践」編として、県内のいくつかの福祉に関わる実践的な取り組みを、次章で紹介します。実践に取り組む人々の「自覚」や「責任」の姿を参考に、あなた自身に何が出来るのかを考えてみましょう。

※1…フードバンクとは、安全に食べられるのに流通に出すことができない食品を企業などから寄贈していただき、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する取り組みです。

※2…子ども食堂とは、単なる食事の場としてだけでなく、学習支援など子どもの成長の支えや、家庭と学校以外での居場所づくり、地域住民が交流する取り組みです。

高齢者と子どもの交流の場づくり

福祉のヨコのつながりとして、高齢者と子どもの福祉をつなぐ取り組みを実際の姿から見てみましょう。

北栄町にある「栄交流福祉センター」(東伯郡北栄町下種)では、北栄町社会福祉協議会(北栄町社協)が運営する小規模多機能型居宅介護^{※3}「いろりの郷」と、同じく北栄町社協が運営する「栄保育所」が一つになっており、高齢者の介護と子どもの保育が同じ建物のなかで行われています。



栄保育所は、もともと町の運営でしたが、町立の保育所のあり方が検討されるなかで、北栄町社協が保育所の運営に手をあげました。保育所の運営に加えて高齢者の介護施設の機能もあわせて整備することには、町民のなかに「社協は高齢者相手」という印象があり、「なぜ社協が」「保育の質は維持できるのか」などの意見もありました。そこで、1年をかけて全地区で住民懇談会を開き、新たな福祉の取り組みへの説明を行いました。実際に運営を始めてからは、町民の反応も良くなったようです。

栄交流福祉センターの日々の活動では、いろりの郷と栄保育所の事務所が同じスペースとなっており、介護職員と保育士と一緒に話しながら行っています。平日の給食は、いろりの郷も栄保育所もともに同じ献立です。イベントの際には、高齢者と子どもと一緒におはぎやおやきを作ったりすることもあります。

天気が良い日、外に椅子を出して高齢者がひなたぼっこをしていると、いつしか保育所の子どもたちが、施設の高齢者のそばに寄ってくるなどの光景が見られます。高齢者にとって、子どもたちに頼られるということが良い影響を与えているようです。そして、高齢者との関わりのなかで褒

おじいちゃん♡おばあちゃん♡だいすきだよ♡



められることで自信がつく子どもの姿から、お互いが頼る・頼られる関係が生まれています。高齢者と子どもの日常的で自然な関わりから、そこは二つの福祉の場同士の交流というより一体的で、家庭以上に家庭的な時間が流れています。また、下種地区のいきい

きサロンを通じて、高齢者施設と保育所の子ども、そして地域住民の交流機会も設けられています。

【栄交流福祉センターの職員の方からのメッセージ】

今の福祉現場では、若い人による新しい発想が必要とされています。経験の多いベテランの職員は、若手の職員に介護の仕方を教え、そして若手の職員は新しい発想でベテランの職員に気づきを与えたりと、お互いにとって刺激になっています。栄交流福祉センターは、他の施設とは違う雰囲気を肌で感じる事が可能です。短時間でも良いので、多くの高校生にぜひボランティアで来てほしいと思います。

- ※ 3…小規模多機能型居宅介護とは、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組合せ、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで日常生活上の支援や機能訓練を行う在宅介護サービスの一つです。

障がいのある人が働く場として

福祉の場のなかには、障がいのある人が働くことを支えていく場もあります。働くことに向けた「就労移行支援」、そして働き続ける「就労継続支援」という福祉サービスの制度です。

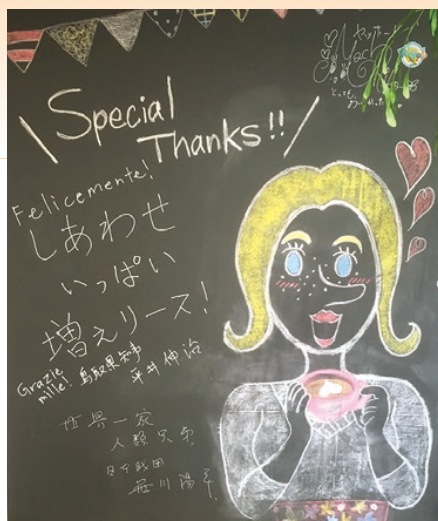
鳥取市にある「フルーツショップ フェリース」（鳥取市南安長）は、さまざまな障がいのある人が働いている「カフェ」です。NPO 法人が運営し、「就労移行支援」「就労継続支援」などの福祉サービスとして、カフェとあわせて農業や軽作業などの内容で、障がいのある人が働く場を提供しています。「フェリース」は、障がいのある人の就労を支援する機関から「福祉作業所で作っているお菓子を置いていただけないか」と話を受けたことが、今につながる福祉との接点になりました。しかし、「作業所はいいものを作っているのに、それを知ってもらえない」という思いを支援機関に投げかけたところ、「ぜひ飲食店と合わせて障がいのある人の支援をやってみないか」というアイデアが出て今に至ります。



職員のなかには、保育士や栄養士、看護師などの資格を持った人もいますが、元々一般的な飲食店であったため、職員は福祉の専門職というわけではありません。そのためか、職員は障がいのある人との壁を特に感じておらず、スタッフの一人としてみんな仲良く接しています。障がいのある人の福祉施設で作られるものと聞くと、多少形が悪くても仕方がない、そこで売られている商品は「福祉の店＝安い」というイメージを持たれることがあります。あくまで一般的な店と変わらない品質を、ここでは求めています。

フェリースで働くある利用者の方は、軽作業をしながら「このままでいいのか」と、自問自答を繰り返されていました。カフェでコーヒーを入れ

たり接客をする経験のなかで、徐々に自分に自信がついていく姿が見られるようになりました。そして、県内で演劇を行う「鳥の劇場」（鳥取市鹿野町）が企画した「じゆう劇場」（障がいの有無にかかわらず「演じる」行為を通じて表現の楽しさを実感し、ともに作品を作り上げる活動）に参加するようになりました。2017年10月、「じゆう劇場」はフランスでの公演を果たしましたが、その利用者の方はフランス公演に参加して主役を演じました。



「フェリース (Feliz)」という言葉は、スペイン語で「幸福」を意味します。「フェリース」で働く機会を通じて、働くことだけでなく、障がいのある人の幸せな生活を実現することにつながっているといえるでしょう。

【フェリースの職員の方からのメッセージ】

フェリースでは、中学生や高校生のインターンシップなども受け入れています。障がいのある人との関わりがあることを知った上で、ここに来てもらっていますが、フェリースで福祉を学ぶというよりは「働く」ことを実感する生徒が多いです。

まず、「やらない」よりは「やってみる」ことが大切です。やる前から「できない」と決めないでほしい。やらなかった時は、あとで「なぜあの時やらなかったのだろう」という後悔の方が大きいからです。

広がる「こども食堂」の取り組みから

「こども食堂」は、子どもやその親が安心して利用できるよう、無料または低料金で食事や温かな団らんを提供している取り組みです。県内でも、その輪が広がっています。

① テラハウス

倉吉こども食堂「テラハウス」(倉吉市明治町)は、日替わりオーナーによるレストラン・カフェが、2016年から取り組んでいるこども食堂です。子どもの孤食問題やテラハウスがある地区に高齢者が



多いことから、この地区でワイワイとにぎやかな居場所をつくり、地域を活性化しようということからはじまりました。名前の「テラ」(T E R R A)には「大地に根ざした活動・居場所に」という思いが込められています。主要メンバーによるスタッフの他、近所や高校生などのボランティアで運営されています。

取り組みの内容は、日常的にはこども食堂とあわせて学習支援やアナログゲームなどの遊びの場が提供され、月1回実施されています。また、こどもの日や、クリスマス、ハロウィンなどの季節の行事も行われています。母子家庭の利用も多く、利用する子どもの親からの悩み事や相談を受ける機会も増え、親が集う場にもなっています。活動当初の利用は20～30名ほどでしたが、現在では100名を超えることもあります。そのため、対応するスタッフが不足しましたが、現在では利用者がボランティアで厨房を手伝うなどの関わりも生まれています。そのなかで、高校生が学校新聞でテラハウスのことを取り上げる機会があり、ボランティアの参加も増えはじまりました。

テラハウスでは、化学調味料を使わず、時間をかけて栄養のある手料理を豊富に提供しています。また、多くの利用者との食事や食の楽しさを感じ

じてもらうことで、育ち盛りの子どもの孤食や個食、レトルト食依存の改善に向けた支援が行われています。

そして、地域の社会福祉協議会や医師会、ロータリークラブや公民館、そして地元の商店などとの関わりも大切にしています。

② 「ほっとここ」

こども食堂とみんなの居場所「ほっとここ」（倉吉市越殿町）は、ある事情により、倉吉を去ることになった親子が残した「ほっとする場所が欲しかった」という言葉を一つのきっかけとして「みんなのほっとする居場所はここですよ」＝「ほっとここ」が生まれました。地域のみんなが集い、親子で一緒に食事ができるような場所づくりを目指して、旧医院を改築し、オープンを1ヶ月後にひかえた2016年10月、地震が鳥取県中部を襲いました。



被害は大きく途方に暮れていたとき、多くの方々の支援を受け修理を行うことができました。1ヶ月遅れて12月の開設となりました。10数人の仲間が中心となって食事をつくっています。食事をとおして子どもたちと地域の人たちの拠り所となる居場所づくりに心がけています。

「ほっとここ」では、幼い子どもにも一人用のお膳を出しています。子どもの親からは、大人の食事を子どもに取り分けるので子ども一人用のお膳は要らないと言われますが、一人ひとりと向き合いたい気持ちから「これはあなただけの食事」として提供しています。また、ある家族からは「レストランで子どもに夕食を食べさせると罪悪感があるが、ほっとここで食べるとその罪悪感がない」と言われたことがあるそうです。利用している一人ひとりを「家族」として温かく受け入れていることが、利用者にも実感として伝わっていることを物語るエピソードで、スタッフにとっても励みになっています。

③ こども・らぼ

学習支援とこども食堂「こども・らぼ」（鳥取市幸町）は、鳥取市から委託を受けて、市内5か所の人権福祉センターを会場に、各センターで

1週間に1回の学習支援を行っています。中央人権センターが会場となる火曜日には、こども食堂を開設しています。ここでは、家庭の事情や学習習慣に課題を抱える子ども、学校へ気持ちが向かない子どもなど、さまざまな背景を持つ子どもたちに寄り添った支援を行っています。子どもたちと年齢



が近い若いスタッフが、一緒に勉強したり、ご飯を食べたり、そして相談にのったりすることを通じて、子どもたちの「学び」のお手伝いをしています。学習支援の目的は、決して勉強ができるようになることではなく、子どもたちにとって、誰かに話を聞いてもらったり、ここに来ることが楽しくなることです。

取り組みのなかで、印象に残っているお話をスタッフに聞きました。1日の食事が、学校の給食だけになっていると思われる子どもがあり、こども食堂に誘いました。しかし、その子どもは「お腹が空いていない」とか「ダイエット中だから」と言って、食事に箸を付けようとしませんでした。直接その子どもに事情を聞くことができないため、その子どもの背景に何があるのか、明らかに空腹なのになぜ食べないのか、事情をいろいろと考えたそうです。他のきょうだいは食べていないのに、自分だけ食事をすることはできないと思ったのか、週に1日2食の日ができれば、残りの6日間が余計に辛くなると考えたのか、それともスタッフの考えが及ばない別の事情があるのか…。事情が何であれ、食べることができない子どもの前に、ただ食事を出すことが正解だと思い込んでいけないということに気づかされたそうです。

さらに、スタッフは次のように語ります。活動によって関わるができる子どもは、ほんの一握りに過ぎません。仮に誰かが貧困から抜け出しても、また別の誰かが貧困に落ち込むため、貧困を生み出している仕組み自体を変えなければなりません。「1日給食しか食べられない子どもなんて、おらんで」という大人の声を聞くことができますが、現実を知らない

大人は多いと思います。自分に見えているものが世の中のすべてだと思わず、子どもの姿からいろいろなことを学んでいけるようにしたいと考えます。ただ、子どもの「居場所」を作っておしまいではなく、子どもが“なりたい自分”になっていく、またそのための支援の輪が広がっていく「きっかけ」として、「こども・らぼ」が機能していくことが考えられています。

県内で取り組まれている「こども食堂」のいくつかを紹介しましたが、ただ食事を提供するだけでなく、子どもの学習支援に留まらず、親や地域の人々の居場所となっている取り組みだということが分かります。そして、何よりも子どもにとっての居場所として、安心できる場づくりが目指されているといえるでしょう。ただ場所を与えればよいとは考えず、その場を必要としている人々にどれだけ寄り添おうとしているのか、その思いをうかがい知ることが出来ます。

ここで紹介した取り組みは、困っている人に対して「何かしなければならぬ」という「自覚」から、まず自分がその「責任」を果たそうと「情熱」に突き動かされて始まっているといえます。

【こども食堂に関わる人々からのメッセージ】

- ・自分に目標を持ってほしい。目標を持たないと挫折してしまいます。目標を持つことが「生きる力」につながるでしょう。
- ・あなたは一人ではありません。そばにいつも誰かがいます。困ったときは誰かに頼ればいいのです。
- ・今後、自分たちで何かをしないといけない時が来ます。地域で起こっていることに対して「自分には何が出来るか」を考えてほしい。そして、自分の考えに基づいて課題解決の役割や責任を持ってほしい。ただし「一人ではできないし、一人でやろうとしてはダメ」です。こども食堂も、やりたいと思っている人は多いと思いますが、周囲の人々や地域の人々の理解がないとできません。

メッセージ

NPOでの働き方

～新たな進路の選択肢として～

特定非営利活動法人賀露おやじの会 理事長 藤田 充さん

「賀露おやじの会」は、当時小学生だった子どもの父親が集まってスタートしました。鳥取市賀露町は日本海に面した漁師街ですが、子どもたちと野外活動や理科教育などを展開するなかで、環境（特に森林）の大切さを実感する



ようになりました。子どもたちが社会人になっても活動を続け、森林環境保全や木育活動など「木」を中心に活動するNPO法人となっています。

私たちの会では、地域の課題解決のためにさまざまな活動をしています。鳥取市郊外の若葉台地区周辺には里山が残っています。そこを鳥取市から借り、メインフィールドとして活動しています。“森のようちえん”と協力した「森のお散歩会」、そうめん流し、干し柿づくりといった里山クッキングなど、さまざまな企画を毎月開催しています。子どもから高齢者まで、そして若葉台地区だけでなく、県内各地から多くの皆さんに参加していただいています。

NPO法人の運営は、会員の会費や寄付、行政からの補助金などで支えられてきましたが、自立するためには財政基盤を確立することが大切です。理念と理想を実現するために、展開する事業の経費、組織を維持するための管理費等は自ら捻出しています。NPOは営利企業ではありませんから、利潤を追求するだけでなく、事業そのものが理念と理想に沿ったものでなくてはなりません。

私たちは地方の小さな組織ですが、いつの日か自分たちの事業で経費を捻出し、森林保全や環境教育を今以上に活発にしていきたいという大きな夢を持って活動を続けています。行政、企業、農林水産業といった道で働くことがすべてではなく、新しい生き方としてNPO法人で働くことが認知されていく日が来ることも、そう遠くないでしょう。

共感から始まる「福祉の心」

「福祉の理念」編と「福祉の理解」編から続く「福祉の実践」編を締めくくるにあたり、実践のうえで改めて確認しておきたいことがあります。

すべての国民の「ふだんの、くらしの、しあわせを」実現するために、福祉の制度として社会福祉のさまざまな制度やサービスが用意され、それに関わる専門職と呼ばれる資格や職業が存在しています。しかし、制度やサービス、専門の立場の人々が用意されていても、それだけで福祉が十分に機能するわけではありません。特に、福祉に関わる専門の資格や職業の場合、知識や技術だけではなく、相手の心や立場を読み取り、そして理解する力も重要となります。簡単にいえば、コミュニケーションの力ということですが、もう少しその意味を深く考えたいと思います。

「福祉の理解」編の裏表紙で紹介した、糸賀一雄『ミットレーベン』には、次のような一節があります。

- ・(障がいのある子どものことを) 本当にこの解ろうと思いますと、何と云っても一緒に暮らすのが一番いいわけなんですね。いわゆるその私は、よくそういう言葉を使っておりますが、「ミット、ミットレーベン」(mitleben) っていうの。日本語でもいいんですけども、「ともに暮らす」。(p.6)
- ・大学の研究室で、またはそういう子どもたちとの肌の触れ合い、「ミットレーベン」無しに、立ち止まって傍観者的にものを考えて済むことでは無いということをごすね。それを、私は中心に置いて考えて参りたいというふうに思うわけなんです。(p.32)
- ・頭の中だけから、空念仏からは生まれてまいりません。「ミットレーベン」の中から無限に技術が湧いてきます。そして新しい技術は、次の生活を保障します。次の生活は、また新しい技術を生んできます。(p.44)

障がいのある子どもたちと、寝食を共に生活したくらしのなかで、糸賀が実感したことが、「ともに暮らす」=ミットレーベンの大切さです。しかし、この言葉の意味は、単に一緒に暮らすことだけを求めているわけではありません。相手のことを理解するためには、ともに暮らす経験のなかで、相手の生活を丸ごととらえ、肌と肌の触れあいをとおして、相手の心や思いを分かってくことです。一緒に生活することで、同じ空気を吸い、同じ音を聞き、同じ匂いを嗅ぎ、そして同じ風景を見るなかで、言葉を介さなくても相手の事がよく分かり、教科書にはない新たな発見があるといえます。

よく相手に「寄り添う」という表現も使われますが、ただ寄り添うだけでなく、相手の心や思いにどれだけ耳を傾けて、その声を聴こうとするかが大切です。糸賀が関わった障がいのある子どものなかには、自分の思いを言葉や声に出すことが難しい子どもも多くいました。言葉を発しないから自分の思いが存在しないのではなく、声なき声にどれだけ耳を傾けて聴こうとするか、その姿勢が福祉の現場では必要なことだといえます。「福祉の理解」編 (p.7) でも述べた、「障がいのある子どもの生命や生きる姿に共感し、共鳴していくこと」とは、このような意味からであり、その前提にミットレーベンのような経験が必要だということです。このことから、糸賀の考えは「共感」を中核にしたものだといわれています。「共感」は、まさに「福祉の心」の出発点だといえるでしょう。

中学生・高校生の時期に、職場体験やインターンシップ、ボランティア活動等で、福祉の現場を経験した人もいるでしょう。また、これからの進路として、福祉の世界を考えている人もいるでしょう。そのために、実践の現場を実際に見て知ることは、とても大切なことです。教科書やこの読本を読んでおしまいではなく、ぜひミットレーベンのような経験を重ねて、共感の感性を磨いてほしいと思います。

知っておこう! 森のようちえん・自然保育



「森のようちえん」とは

子どもたちに、自然体験の機会を提供しようと「森のようちえん」という呼び名の活動が広まっています。「森のようちえん」は、1950年代にデンマークのある一人の母親が、自分の子どもと近所の子どもたちを毎日森へ連れて行って保育をしたことに始まる「森」という環境を生かした幼児教育です。



わが国でもこれにならい、自然環境を利用してさまざまな活動が行われています。また、活動の場は森に限定されず、海や川、野山や里山、畑、都市公園など、広い意味でとらえた自然体験の活動として考えられています。「森のようちえん」の活動では、子ども自らの成長する力を見守り、子どもの主体性が尊重されています。活動を通じて、豊かな発想やのびのびとした心と体、そして友だちを想いやることで、子どもの社会性や自立を育てようということが目指されています。



鳥取県では、智頭町の「まるたんぼう」（2009年～）をきっかけにして、その取り組みが広がっています。「ようちえん」という名前がついていても、正式な「幼稚園」というわけではないですが、保育所や幼稚園と並んで、子どもたちが育つ場として全国的にもその活動の意義が注目されています。

鳥取県の自然保育認証制度

鳥取県は、「森のようちえん」の取り組みを支援するため、2015年から「とっとり森・里山等自然保育認証制度」という事業を行っています。この事業では、鳥取県の恵まれた自然のフィールドを活用して保育を行う園を“自然保育を行う園”として認証し、運営費の補助が行われています。「森のようちえん」の取り組みは、正式な保育所や幼稚園の枠組に入らないため、鳥取県では独自に認証基準を作り、認証した園をこの事業で支援しています。2017年5月時点で、県内の7か所がこの制度の適用を受けています。また、通常の保育所・幼稚園・認定こども園等で自然保育を行う園に対しても支援を行おうと、「保育所、幼稚園等とっとり自然保育認証制度」の事業を2017年から始めました。

「森のようちえん」「自然保育」の可能性

森のようちえんや自然保育は、子どもの育ちの面以外からも注目されています。都会から地方への移住を考える人のなかには、地方での子育てを考えた際に、子どもたちに都会では経験できないような自然体験を行わせたいという思いを抱く場合があります。そこで、森のようちえんや自然保育が呼び水となり、地方への移住が実現している例があります。鳥取県の場合は、行政が森のようちえん・自然保育を支援していることもあり、より安心して移住してもらえる地域として知られています。



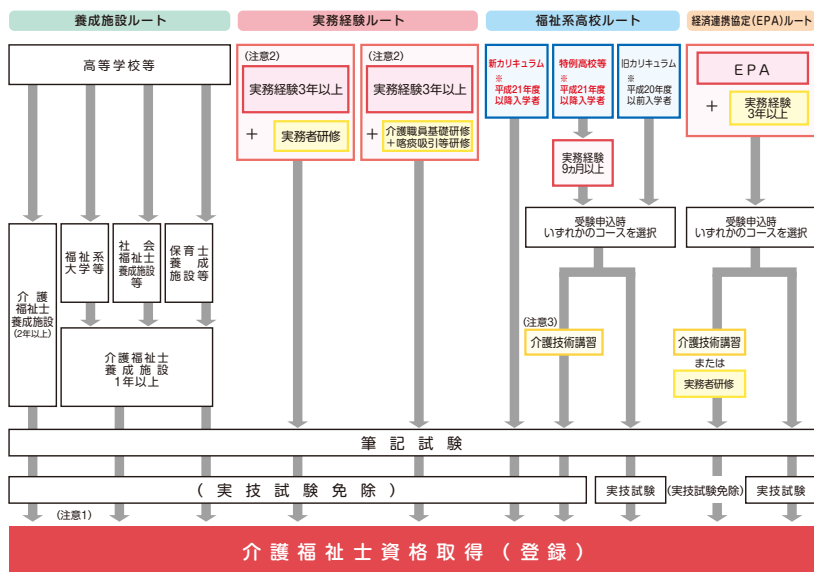
自然保育認証園の看板（県産智頭杉を使用）

知っておこう！福祉の資格を取るためには

心身の状況に応じ日常生活を支える「介護福祉士」

介護福祉士は、法律に基づく介護・福祉分野の国家資格です。高齢者や障がい者の介護施設や事業所で働くことはもちろん、幅広い知識を生かしてサービス提供責任者の役割を担ったり、ホームヘルパーなど他のスタッフの指導を行い、介護サービスを利用する人やその家族をよりよい生活に導いていくことがその役割です。

介護福祉士の資格取得に向けては、介護福祉を学ぶ大学・短期大学・専門学校などの養成校を経たルートに加え、実務経験などのさまざまなルートが考えられていますが、介護福祉士国家試験の受験による合格が必要になります。



介護福祉士の資格取得ルート

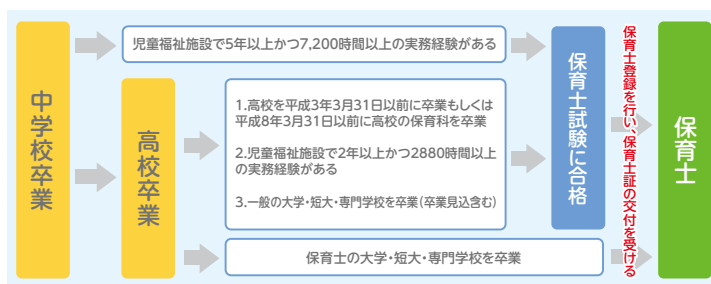
(出典：公益財団法人社会福祉振興・試験センターホームページより)

(注意1) 養成施設を平成33年度末までに卒業する方は、卒業後5年の間は、国家試験を受験しなくても、または、合格しなくても、介護福祉士になることができます。

(注意1)(注意2)(注意3)の詳細は、社会福祉振興・試験センターのホームページで確認をお願いします。

子どもの福祉を担う「保育士」

保育士は、保育所を含めた「子どもの福祉」に関わる現場で働くために必要な国家資格です。保育所はもとより、乳児院や児童養護施設等の社会的養護の場や、障がい児入所施設や児童発達支援センターなど障がい児支援の現場で働くことができます。保育を学ぶ大学・短期大学・専門学校等の養成校を卒業することで資格が取得できるルートの他、都道府県が行う保育士試験に合格することで取得できるルートが存在しています。



保育士の資格取得ルート

複数の資格を取得することも大切

介護福祉士も保育士も、その資格を有していることで働くことは可能ですが、近年の制度変更で介護福祉士の資格を持つ人が保育士の資格を取得（またはその逆も）しやすくなるような措置が取られています。実際、高齢者福祉と子どもの保育を一つの社会福祉法人で経営したり、この読本で紹介した共生ホームのように、同じ建物で介護と保育を同時に提供する施設なども存在しています。もともと保育士の場合は、認定こども園への対応や3歳以上の保育における幼児教育の必要性から、幼稚園教諭免許状をあわせて取得することが多くなっていますが、福祉の現場においても複数の資格を持っていることが重要になってきました。

高校を卒業した後の進路を考えるにあたり、自分自身がどのような現場で働きたいと考えているのか、また地域の現場ではどのような資格を持った人が求められているのかなど、具体的に調べたり知ったりしたうえで、行き先を決めていくことが大切でしょう。

本書の活用にあたって ～この本を使ってくださる指導者・先生方へ～

高校生版「ともに生きる」3冊を通じて、わたしたちが暮らす鳥取県にゆかりがある福祉の先人やその考え方、また県内での熱心な福祉に関わる取り組みなどを紹介してきました。鳥取県が、わが国の福祉の歴史や発展において、重要な役割を果たした地域であることを知っていただけたのではないのでしょうか。「福祉の理念」編と「福祉の理解」編でも記したとおり、鳥取県社会福祉協議会は長年にわたり「福祉の教育研究協力校」（福祉教育推進校）を中心とした福祉教育の推進に取り組んできました。また、1953年度から八頭郡社会福祉協議会（当時）が始めた「社会福祉事業普及校」の指定は、全国的にも福祉教育の先駆的な活動の一つとして評価されています。「福祉教育」においても鳥取県は先進的な活動を行っており「ともに生きる」シリーズ、そしてこの高校生版3冊の発行は、全国的にも珍しい取り組みであります。

わたしたちが考えてきた「福祉教育」は、一つの教科や活動に集約してしまうものではなく、学校や地域における教育活動全体で実施するダイナミックなものです。「福祉」の制度を学ぶことがすべてではなく「福祉の心」をもって考え・行動出来る人を育てるという人間教育が福祉教育の目的であると考えています。まさにこれは「人格の完成」をめざすという教育そのものの目的とも重なり合うところです。

鳥取県は、人口最少県の都道府県であるとともに、人口流出が激しい地域の一つです。そのなかで「福祉」はすべての県民に対して「ふだんの、くらしの、しあわせを」願って実現されていく必要があります。児童福祉の対象でもある高校生段階の若者たちにおいては、彼ら自身の「ふだんの、くらしの、しあわせを」実現していく形も求められます。また、若者の彼らがこの地域を支える存在として、それぞれの進路で活躍する形で育ってほしいと思います。願わくば、この地域の福祉を支える仕事へつながってほしいところですが、「福祉の心」をもった地域住民として、それぞれの暮らしの場で可能なことに挑戦されることを期待しています。

「福祉の理念」編の裏表紙で、鳥取県出身の糸賀一雄にゆかりのある「情熱をもった人間が歴史をつくる」という、十河信二揮毫の掛軸を紹介しました。糸賀のように、この鳥取県で育った若者たちが「情熱」に満ち、世の人々の「福祉」を実現する主体者として歴史を作っていくことを期待しています。その一助として、福祉教育が大きな役割を果たす形になるよう、今後ともご協力をお願いします。

鳥取県社会福祉協議会 福祉教育研究委員会

福祉教育研究委員会委員

(50音順)

尾崎真理子	鳥取県人権文化センター 次長兼上席専任研究員
岸本 陽子	鳥取県立岩美高等学校 教諭
國本 真吾	鳥取短期大学幼児教育保育学科 准教授 (委員長、監修)
小谷 次雄	倉吉市成徳公民館 館長
小林 哲子	八頭町・福祉学習サポーター
坂口 淳悟	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課地域福祉推進担当 係長
中本 直帆	倉吉市社会福祉協議会地域福祉課地域福祉係 主任
日野 育子	大山町社会福祉協議会ボランティアセンター センター長
藤田 充	特定非営利活動法人賀露おやじの会 理事長
米山 純子	鳥取県教育委員会事務局高等学校課指導担当 指導主事 (副委員長)

(所属・職名は2018年3月現在)



発行者 社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会

〒689-0201 鳥取市伏野 1729-5 県立福祉人材研修センター内
TEL 0857-59-6344 FAX 0857-59-6340
URL <http://www.tottori-wel.or.jp/>

2018年3月発行

[写真]

糸賀一雄 寄贈の皿



「福祉の理念」編と「福祉の理解」編で紹介してきた鳥取県出身の糸賀一雄が、倉吉市にある鳥取県立皆成学園（1949年米子市に皆生学園として開設。1951年現在地へ移転し名称変更）の創立10周年の際に、当時の金田滝蔵園長へ送ったものと思われる皿が残っています。

皿には「皆成」と大きな文字とともに「情熱 近江一碧」とも書かれています。「近江一碧」は、糸賀一雄のことです。糸賀は「一碧」という筆名を用いていました。近江学園がある滋賀県には琵琶湖がありますが、琵琶湖の一面の碧さが、糸賀が生まれ育った故郷鳥取の日本海の碧さと重なる形で、故郷への思いを寄せていたのかもしれない。

そして、「福祉の理念」編の裏表紙で紹介した掛軸「情熱をもった人間が歴史をつくる」（十河信二揮毫）にある「情熱」という言葉を、糸賀自身も、鳥取の人々に残しています。

